

継続研修実績評価細則

制 定	2000（平成 12）年 5 月 29 日
一部改正	2010（平成 22）年 5 月 24 日
一部改正	2013（平成 25）年 10 月 28 日
一部改正	2015（平成 27）年 12 月 7 日
一部改正	2016（平成 28）年 12 月 26 日
一部改正	2017（平成 29）年 3 月 25 日
一部改正	2017（平成 29）年 5 月 15 日
一部改正	2020（令和 02）年 5 月 11 日

第 1 条 家族心理士・家族心理士補・家族相談士（以降は、「家族心理士等」と称す）資格審査規程第 5 条第 2 項により、家族心理士等に必須の継続研修等に関する実績評価のために、この細則を定める。

第 2 条 家族心理士等は、その資格認定を得た日より満 5 年を経過する前日までに、下記の（１）～（４）の各号に示す継続研修会等のうち、（１）号及び（２）号を含めて計 12 ポイント（以下、P とする）以上を取得していなければならない。なお、（１）～（３）については、同一の研修会で得られるポイントは 4 P を上限とする。

（１）本機構が主催する「機構研修会」への参加

講師：3 P 口頭発表者：3 P 受講者：3 時間につき 1 P（1.5 時間 0.5 P）

（２）日本家族心理学会又は日本家族カウンセリング協会が主催する年次大会※ 1、及び研修会等への参加

a. 年次大会・学術集会～口頭またはポスターによる発表者：3 P、参加者：2 P

同 ～シンポジウム（司会・発題・指定討論）：3 P ※ 2

b. ワークショップ・研修会（3 時間以上）の参加

講師：3 P、口頭発表者：3 P、受講者：原則 3 時間につき 1 P ※ 3

家族心理学会フォローアップ研修会受講者：2 P

c. 家族心理士研修課程修了者には 4 P 付与する。

※ 1 日本家族カウンセリング協会全国大会を含む

※ 2 ただし、シンポジウムに関しては、司会・発題・指定討論それぞれのポイントを分けて計上することは出来ない。

※ 3 日本家族カウンセリング協会研修会のうち、1 テーマで複数回に亘る研修において 3 時間 1 P を適応しない場合がある。その場合は修了書に付与するポイント数を記載するものとする。

（３）本機構へ継続研修会としての申請手続きを経て承認された家族心理学に関するワークショップ又は研修会への参加

ワークショップ・研修会（3 時間以上）講師：3 P、口頭発表者：3 P、受講者：3 時間につき 1 P

（４）本機構が認める家族心理学関係の公刊された著書・論文等

オリジナルな著書：10 P 学術雑誌に発表した原著論文：6 P

啓発的な著作物（訳書・テキスト・ビデオ教材）：4 P

共著の場合は、その著者数で除したポイントを各自取得する。

第3条 家族心理士・家族相談士は第2条に定める期間の経過後も継続して5年ごとの期間に第2条の定める研修に参加し、ポイントを取得していなければならない。

第4条 本機構が別に定める書式により、当該家族心理士・家族相談士は第2条又は第3条に定める継続研修実績を、所定の期日までに報告しなければならない。

第5条 この細則の改正は、本機構理事会の3分の2以上の議決によりこれを行う。

附 則 1. この細則は平成12年5月29日より施行する。
2. 更新手続き締切日以降、5年を経過する前日（3月31日）までに更新ポイントが見込まれる場合は、当該見込みポイントの証拠書（研修受付票など）を付加して更新手続き書類の提出をする。